

都留市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 24 日

都留市長 日向 美 徳

### 都留市条例第 3 号

#### 都留市情報公開条例の一部を改正する条例

都留市情報公開条例(平成 12 年都留市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「から出力又は採録されたもの」を削り、同条第 3 号中「文書等」の次に「(電磁的記録にあつては、電磁的記録を用紙に出力したもの又は専用機器によって表示し、若しくは再生したもの)」を、「写し」の次に「(電磁的記録を用紙に出力したもの及び電磁的記録媒体に複製したものを含む。以下同じ。)」を加える。

第 6 条第 2 項中「前項の各号」を「前項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。